

令和6年度
名護市小規模保育事業
設置・運営事業者募集要項

令和 6年 5月
名護市 こども家庭部
子育て支援課 こども政策担当

目 次

1. 目的	1
2. 募集概要	1
3. 応募資格等	2
4. 設置位置の条件等	4
5. 土地・建物の確保に関する条件等	4
6. 運営に関する条件等	4
7. 施設整備等	5
8. プロポーザルに関する手続き	6
9. 評価方法等	8
10. 選定について	8
11. 留意事項	9
12. 書類提出先および問い合わせ先	10
別紙1	11
別紙2	13

1. 目的

名護市では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を念頭に事業計画内容を検討、位置づけ、提供体制の確保に努めているが、依然保育ニーズは高く、特に3号認定の子どもの保育ニーズが高く、その受け皿の確保が求められている。この状況を鑑み、多様化する幼児教育・保育のニーズに対し、必要なサービスの提供体制の充実を図る必要があることから、待機児童の解消を目的とし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の設置・運営を行う事業者を募集するものとし、この要項は、小規模保育事業の設置・運営事業者をプロポーザル方式により選定するため、その応募手続等について、必要な事項を定めるものである。

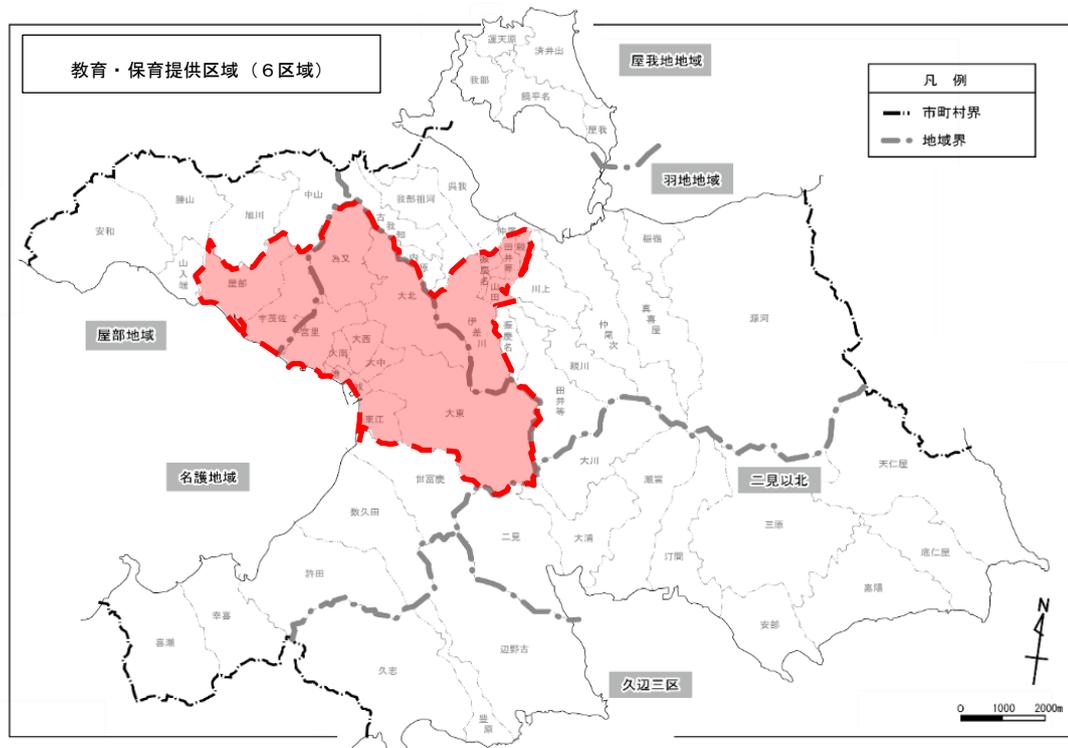
2. 募集概要

(1) 施設種別

小規模保育事業A型又はB型（児童福祉法第6条の3第10項の規定による施設）

(2) 募集地域及び施設数

- ① 募集地域は以下の図に示す提供区域における赤枠内とする。
- ② 整備事業所数は、2事業所（名護地区2事業所又は名護地区1事業所、羽地地区（伊差川、田井等、振慶名、山田、親川）及び屋部地区（屋部、宇茂佐）のうち1事業所。）とする。ただし、1事業者あたり1事業所の応募とする。



(3) 定員設定

定員設定は、18名以上19名以下（0歳児からの受入れ）の定員設定を必須とし、定

員構成は、0歳≦1歳≦2歳となるように構成すること。

(4) 整備方法

整備方法については、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- ① 応募法人等が確保する既存の賃貸借物件において、内部改修を行うことによる創設
- ② 応募法人等が自主財源により施設整備をすることによる創設

(5) 開設年月日

令和7年4月1日

※令和7年4月1日の開設を原則とするが、早期に施設整備が完了した場合、本市と協議のうえ開設時期を早める場合がある

(6) 事業スケジュール（予定）について

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

内 容	期間または期日
募集要項の配布	令和6年5月24日～6月13日（午後5時まで）
参加表明書提出期限	令和6年6月13日（午後5時必着）
質問の受付	令和6年6月14日～6月19日
応募書類提出期間	令和6年6月14日～令和6年8月15日
参加資格決定通知	令和6年8月22日（予定）
プレゼンテーション及び ヒヤリングの実施	令和6年8月30日（予定）
選定結果通知	決定後速やかに通知
開所準備開始 （改修工事等が必要な施設は整備開始） ※ただし、補助金を活用する場合は別途調整を要す。	令和6年9月上旬
施設整備	補助金内示後から令和7年1月中旬まで
事業認可審査、事業者確認審査	令和7年1月下旬
運営開始	令和7年4月1日

3. 応募資格等

応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。事業提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 沖縄県内において子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の確認を受けた、認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に定める保育所、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保

育事業のいずれかを現に運営している法人等又は名護市内において児童福祉法第59条の2に規定する認可外保育施設を現に1年以上運営している者であること。

- (2) 児童福祉法第34条の15第3項第4号に定める欠格事由に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（名護市暴力団排除条例（平成23年名護市条例第7号）第9条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）でないこと。

(7) 経済的基礎を有していること

- ① 小規模保育事業の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。（参考：年間事業費の12分の1相当額は、A型：約436万円程度、B型：約386万円程度）

（※令和5年度公定価格単価（単価改定後）における以下各区分、加算適用にて試算。）

地域区分	その他地域
定員区分 （13人から19人まで）	入所児童19名 （保育標準時間認定 乳児歳：6名、1、2歳児：13名）
処遇改善等加算Ⅰ	19%（基礎分12%、賃金改善要件分7%）
処遇改善等加算Ⅱ	人数A：2、人数B：1
処遇改善等加算Ⅲ	算定対象人数10人
賃借料加算	あり（C地域 標準）

- ② 直近の会計年度において、3年連続して損失計上をしていない等、当該主体の全体の財務内容が適正であること。（3年未満の法人又は事業者については、直近年度まで）
- ③ 法人又は代表者が、国税及び地方税等（法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税これら税金及び公課等）を滞納していないこと。

(8) 社会的信望を有していること

設置者が現に運営している施設等において、直近に実施された諸官庁の監査・実施指導等において文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様とみなす。

- (9) 本要項5(1)～(3)に定める条件を満たしていること。

4. 設置位置の条件等

- (1) 募集地域は、2(2)のとおりとする。
- (2) 設置予定地が以下の地域に該当する場合には、整備地域として望ましくないものと判断し、原則として除外地域とする。
 - ① 沖縄県が指定する土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域

5. 土地・建物の確保に関する条件等

- (1) 事業の用に供する建物は、昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条に規定する確認済証および同法第 7 条第 5 項に規定する検査済証の交付を受けていること、応募書類提出期限時点で応募事業者が建物を使用・改修する権限を有している又は権限取得が確実に見込まれること。
- (2) 土地・建物の貸与については、賃貸借期間が 10 年以上であること。また、当該契約に係る書類に使用用途として「小規模保育事業所」として明記されていること。
- (3) 賃借料を明示する資料を提出するとともに、本要項 3(7)①に加え賃借料相当 3 か月分以上の額を普通預金等により保有されており、月々の賃借料について収支予算書に適正に計上されていること。
- (4) 周辺住民等との関係について
設置区域の自治会長（区長）及び近隣住民並びに隣接する地主等へ小規模保育事業所の設置・運営、保育の実施内容及び整備計画等について適切に説明し、地域住民等の理解を得ること。また、施設整備の着手までに同意を得ること。（同意書により同意を得ていない場合は、着手を認めない。）

6. 運営に関する条件等

- (1) 定員について
定員は、2(3)のとおりとする。
- (2) 開所日について
開所日は、原則として次に掲げる日を除く日とする。ただし、休日や年末年始に保育を実施する場合はこの限りではない。
 - ① 日曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - ③ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
 - ④ 6 月 23 日（慰霊の日）
- (3) 開所時間及び保育時間について
開所時間は、原則 7 時から 18 時までとする。
保育標準時間利用児は原則 18 時までとし、保育短時間利用児へも対応すること。
- (4) 地域子ども・子育て支援事業等の実施について
必要に応じ、利用者のニーズに答えられるようにすること。

(5) 食事の提供について

- ① 主食、副食ともに提供すること（完全給食）とし、原則自園で調理又は連携園から搬入し提供すること。
- ② 離乳食やアレルギー食等、配慮を要する児童の対応食など、個々に配慮した「食」の提供を行うこと。
- ③ 健康的な生活の基本となる食を営む力の育成を計画的に進めること。

(6) 施設運営について

施設運営は、「名護市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 28 号）（以下「名護市設備運営基準」という。）」、「名護市家庭的保育事業等の認可に関する規則（以下「名護市認可規則」という。）」、「保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）」、「名護市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 27 号）」その他関係法令等を遵守するとともに、名護市の指導に基づき適正な運営を図ること。

(7) 市との協力体制

事業者は、名護市が実施する保育事業の委託を受ける小規模保育事業所であることを十分に認識し、名護市が行う保育行政に積極的に協力すること。

(8) 連携施設（卒園児受入れ）について

利用児童が卒園後も継続的に保育を受けられるように卒園児受入れの連携施設の確保に努めること。原則、卒園児受入れの連携施設は、近隣の預かり保育実施幼稚園、認定こども園、認可保育所のいずれかとする。連携先は複数設定しても構わない。

(9) その他の条件

- ① 小規模保育事業の設置手続き及び運営については、選定された事業者自らが行うこと。
- ② 安定的に継続して小規模保育事業を運営できること。
- ③ 苦情解決の仕組みを整備すること。
- ④ 安全・危機管理体制を整備すること。
- ⑤ 小規模保育事業所に勤務する職員の資質の向上を図ること。
- ⑥ 施設運営及び保育内容について名護市の指導を受け、指導改善の申し入れがあった場合はその改善に努めること。

7. 施設整備等

(1) 施設整備計画について

- ① 施設整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、名護市設備運営基準、名護市運営基準等の内容を把握、理解し、その他関係法令等を遵守するとともに、周辺地との調和に配慮して施設を整備すること。
- ② 送迎用駐車場を敷地内又は近隣（概ね事業所の半径 50m以内）に設けることを原則とし、送迎時の安全確保、周辺道路等への影響が最小限となるよう 4 台以上の駐車台数を確保すること。

(2) 施設整備補助金について

公募により選定された事業者が、賃貸物件を活用した内部改修による整備を行う場合は、次のとおり、名護市における令和6年度予算の範囲内において交付決定を行う。

① 補助事業名

保育対策総合支援事業 (1)保育所等改修費等支援事業 (2)小規模保育改修費等

② 補助内容

ア 改修費等基準額 1事業所あたり 35,490 千円

イ 負担割合 国・市 3/4、事業者 1/4

ウ 補助金額 26,617 千円（上限）

③ 補助対象経費

保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費（改修工事費）、委託料（実施設計費等）、備品購入費

④ 補助金の交付方法

整備事業終了後、実績報告書等の提出により適正と認められた後に一括交付する。

(3) 補助金に関する注意事項

① 補助金については、国庫補助事業の採択を前提として交付を行うものであり、国庫補助事業の採択がない場合は、事業化されないので留意すること。

② 補助金の交付の対象となる契約手続きは、市の指導のもと、市の契約手続の取扱いに準拠して行うこと。市の契約手続の取扱いに準拠せずに締結された契約等は補助金交付の対象とならない場合がある。

③ 補助制度は公募時点での補助制度を想定しているため、令和6年度以降の補助制度によって変更となる場合がある。

8. プロポーザルに関する手続き

(1) 資料等の配布について

① 配布期間

令和6年5月24日（金）から令和6年6月13日（木）午後5時まで

② 配布資料

ア 参加表明書【様式1】

イ 応募書類提出一覧表

ウ 応募書類【様式2～12】

エ 質問書

オ プロポーザル参加辞退届

※配布場所：名護市 こども家庭部 子育て支援課 こども政策担当

※名護市ホームページ内より入手可能

(2) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を提出するものとする。

① 提出期限

令和6年6月13日（木）の午後5時まで（必着）

② 参加表明書【様式1】

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

(3) 募集に関する質問の受付

参加表明書を提出した者は、募集に関する質問がある場合、質問書を提出すること。口頭による質問は不可とし、また担当者等に対して、選定にあたっての有利な情報を求める等の問い合わせは、公募の公平性を期すため、受付しない。

① 受付期間

令和6年6月14日（金）から令和6年6月19日（水）正午まで（必着）

② 提出方法

質問書は、質問書により電子メールにて受付することとし、次のアドレスへ件名を次のとおりにして送信すること。また、送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。

ア 質問書送付先のメールアドレス：<kosodateshien@city.nago.lg.jp>

イ 件名：「【質問（法人名称）】名護市小規模保育事業設置・運営事業者募集について」

③ 回答方法

質問を受けた翌日から数えて2日（開庁日）以内に電子メールにより参加表明書を提出した全員に対して回答をする。なお、質疑内容については、令和6年6月25日（火）に名護市ホームページにて公表する。

(4) 応募書類等の提出

参加表明書【様式1】を提出した者は、応募書類を①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和6年8月15日（木）の午後5時まで（必着）

② 応募書類等

別紙1「応募書類等について」参照。

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

④ 申請受理票

応募書類の受理後は、申請受理票を交付する。

(5) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

① プレゼンテーション及びヒヤリングの実施日は、令和6年8月30日（金）を予定とする。

② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおり予定する。

プレゼンテーション	20分
質疑応答	30分
合計	50分

※所要時間については、変更となる可能性がある。

- ③ 説明者については、本業務を担当する者とし、会場への入室は、説明者を含む2名以内とする。
- ④ 説明内容については、提出した事業計画書をもとに特定テーマを対象として行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。
- ⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、応募書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター（HDMI）及びスクリーンについては、本市で準備する。
- ⑥ プレゼンテーションの順番は、応募書類の受理順とし、指定時間の15分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。
- ⑦ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。
- ⑧ 災害その他の理由により、プレゼンテーション及びヒヤリングをリモート形式等で実施する場合がある。その場合、実施方法等については、別途通知する。

9. 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- ① 本プロポーザルの実施に当たっては、応募書類、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を行う。
- ② 本プロポーザルの評価は、市が別に定める「名護市小規模保育事業設置・運営事業者プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- ③ 評価項目は、別紙2「評価項目」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から、名護地区の最も点数の高い提案をした事業者及び名護地区の2位以下、屋部地区及び羽地地区の1位の提案をした事業者のうち最高得点の事業者の2者とする。なお、同点の者があった場合は、次の方法で順位を決することとする。
 - ア 委員の順位の1位の獲得数が多い事業者（1位の獲得数が同数の場合には、順に2位、3位の獲得数が多い事業者）
 - イ アで決まらない場合、委員の多数決（同数の場合は委員長の決による）
- ④ 最低基準点は120点（200点満点）×委員数とする。
- ⑤ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、優秀提案者とする。
- ⑥ 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- ⑦ 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

10. 選定について

- (1) 事業者の選定は、委員会において、提案内容を評価基準に基づき総合的に評価し、評価

順位上位の事業者を選定する。

- (2) 参加者がいない場合、または、審査の結果により本募集の内容を達成できないと判断した場合は、市長は事業者の選定を行わない。
- (3) 参加者が次に該当する場合は、選定対象から除外する。
 - ① 資格要件を満たさないまたは設置・運営事業者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった場合
 - ② 事業者の選定に関し、自己に有利な取扱いを求めるために働きかけをするなど、特定の目的をもって、選定委員に直接、間接を問わず接触した場合
 - ③ 応募書類に虚偽または不正があった場合
 - ④ 応募書類の申請期限までに所定の書類が整わなかった場合
 - ⑤ その他不正な行為があった場合

11. 留意事項

- (1) 本募集要項による設置・運営事業に応募する事業者は、自ら、子ども・子育て支援制度や関係する法令等の把握に努めること。
- (2) 応募にかかる費用等は応募者の負担とし、市は補償しないものとする。（※選定後、認可に至らなかった場合においても、同様に扱う。）
- (3) 市が受領した提出書類については、返却しない。
- (4) 事業者の選定後は、同事業者の選定内容に重大なる変更等が生じた場合、協議によってはその選定通知を取り消すことがある。（事業内容、管理者予定者等）
※原則として、事業計画の変更は認めないが、保育サービスの向上や安全対策、地域住民等との調整などによる設計の変更等やむを得ないもので、選考審査に影響を与えないものに限り、本市との協議の上で認める場合がある。
- (5) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格となり、補助金の返還もあり得る。
- (6) 提出された書類は当該事業者選定以外の目的には使用しない。ただし、名護市情報公開条例（平成13年条例第27号）第7条の定める、不開示情報（個人情報や法人等の利益を害するおそれがある情報）を除き、情報開示の対象となる。
- (7) 小規模保育事業所の開所にあたっては、名護市の認可及び確認が必要となることから、この応募により選定された事業者は、速やかに認可及び確認手続きを進めること。なお、今回の選定結果は、設置・運営予定者を選定するものであり、本決定が小規模保育事業所としての認可及び確認を確約するものではない。（補助金を活用する場合においても同様に補助金の交付等を約束するものではない。）
- (8) 選定された事業者は、施設整備や円滑な運営のためには、地域住民等の理解と協力が不可欠であることから、設置区域の自治会長（区長）及び近隣住民並びに隣接する地主等に対し、円滑な施設の運営等に向けた調整を行うこと。
- (9) 今後の制度改正や市の事業の進捗状況により募集条件等の変更があった場合は、その都度情報提供を行う。
- (10) 整備状況等により開所時期が遅れる場合には、事前に市と協議し、その承認を得なければ

ばならない。

- (11) 令和7年4月1日までに小規模保育事業を開所できない場合であって、既に交付を受けた補助金等があるときは、当該補助金等を返還させることがある。

12. 書類提出先および問い合わせ先

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

名護市 こども家庭部 子育て支援課 こども政策担当（市役所庁舎西棟2F）

【TEL】0980-53-1212（内線384）

【FAX】0980-53-7825

(要項8(4)②関係)

別紙1 応募書類について

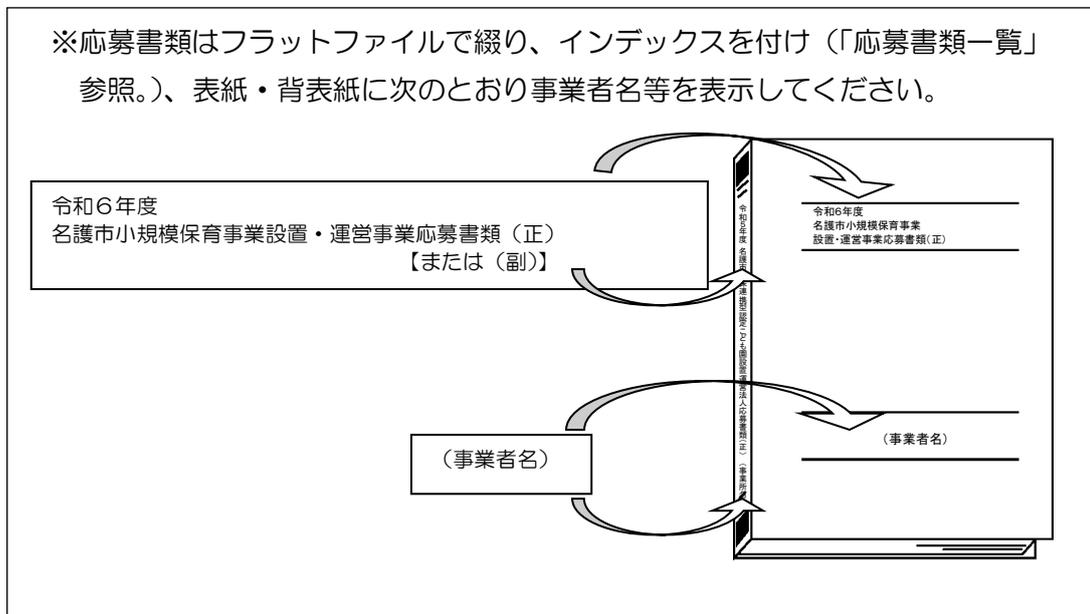
1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

応募書類を受領した後の事業計画提案書【様式11】の内容の追加、修正および再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、事業計画提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- ① 原本（一式）：1部（片面カラー印刷A4フラットファイル綴じ）
- ② 副本（一式）：9部（片面カラー印刷A4フラットファイル綴じ）



(3) 次の書類を一式とする。

- ① 応募書類一覧
 - ② 令和6年度名護市小規模保育事業設置・運営事業応募申込書【様式2】
 - ③ 事業者概要【様式3】
 - ④ 既運営施設概要【様式4】
 - ⑤ 新施設概要【様式5】
 - ⑥ 資金計画書【様式6】
 - ⑦ 職員配置計画【様式7】
 - ⑧ 履歴書【様式8】
 - ⑨ 連携施設計画書【様式9】
 - ⑩ 近隣への説明及び同意取得に係る調書【様式10】
 - ⑪ 事業計画提案書【様式11】
- ア 特定テーマ1 小規模保育事業所の運営等に関すること
- イ 特定テーマ2 保育士等の採用計画、定着及び定着率の向上等の方策、処遇改善

に関すること

- ⑫ その他書類（任意様式による提出書類有。「応募書類一覧を参照。」）
- 追加で確認の必要が生じた場合等、①～⑩の書類以外の提出を求める場合等がある。

(要項9③関係)

別紙2 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

区分	評価項目	評価の着眼点	配点
事業者 の実績	既運営施設の所在地	・既教育・保育施設等運営所在地	15
	既運営の教育・保育施設の状況	・教育・保育施設等の運営収支 ・教育・保育施設等の職員配置数	10
新施設 の概要 等	設置予定施設類型	・小規模保育事業の類型について	10
	地元への説明状況	・地元自治会、近隣住民及び隣接地権者等への説明 対応状況について	15
	登降園時の周辺配慮	・登降園時の保護者送迎を考慮し、周辺道路等への 影響配慮された駐車場確保について	10
	資金計画について	・運営資金収支計画について ・施設整備資金確保について ・効率的な整備資金計画について	20
プレゼン テー ション 及びヒ アリン グ	【特定テーマ1】 小規模保育事業所の 運営等に関すること	・運営理念等について	10
		・保育内容について	30
		・危機管理体制や事故防止への取組、衛生管理、 感染症対策について	15
		・職員について	20
		・給食・食育について ・家庭及び保護者との信頼関係の構築等について	15
		・その他独自の取組みについて	10
	【特定テーマ2】 保育士等の採用計画、 定着及び定着率の向 上等の方策、処遇改善 に関すること	・テーマに対する対処方法等の実現性、効果の発 現性について	20

満点：200